第３節　一般更生債権

第１　確定債権

更生会社	件数	確定更生債権額	別表
林原	41件	99,137,095,338円及び額未定	21
林原商事	17件	35,954,130,800円及び額未定	20、21
生化研	15件	64,646,820,448円及び額未定	
太陽殖産	７件	11,142,644,807円及び額未定	19

（※）各債権の内訳の詳細については、本節中の該当箇所に再掲している。

第２　権利の変更及び弁済方法

本更生計画においては、更生３社又は本第一会社分割及び本吸収合併の実行後の合併後林原に対して、700億円のスポンサー出融資がなされることが予定されており、(合併後林原を構成する）更生３社に係る一般更生債権の弁済にあたっては、当該スポンサー出融資及び（当該スポンサー出融資前の）更生４社の資産が弁済原資となる。

もっとも、スポンサー出融資の額は更生３社が合併により一つの事業体になることを前提に当該事業体の将来事業収益力を評価して決定されたものであることから、各更生３社に対して当該出融資の「割付け」を行うことはできず、債権者が引当てとすべき各更生３社の責任財産の範囲を画定するということができない。

また、更生４社は、その沿革及び実態に照らし、事業・財産管理等の点のみならず、債権者における与信管理の点においても、強い一体性が認められ、債権者間の衡平を確保するためには、特に人的保証更生債権及び物上保証更生担保権の取扱いにあたり、上記更生４社の一体性に照らした一定の調整を行うことが必要となる。

他方で、更生４社の債権者は、その有する債権に係る債務を負担する更生会社の（スポンサー出融資前の）責任財産の限度において債権の弁済を受けることのできる固有の権利を有しており、清算価値保障の観点からも、当該権利を確保することも必要不可欠となる。

以上に鑑み、本更生計画においては、一般更生債権の弁済について、①債権者が債権の引当財産として把握していた、当該債権に係る債務を負担する更生会社のスポンサー出融資前の資産を原資とする弁済（個社弁済）と、②スポンサー出融資のうち合併後林原が所有することとなる更生３社の資産の評定額以外の部分その他の更生３社に係るのれん等を原資とする弁済（のれん弁済）を観念し、さらに債権の類型に応じて、個社弁済のみの弁済又は個社弁済とのれん弁済を合わせた弁済を行うこととする。

具体的には、太陽殖産に対する一般更生債権、更生３社間更生債権及び人的保証更生債権に対しては、個社弁済のみを行い、更生３社に対する固有更生債権に対しては、個社弁済とのれん弁済を合わせた弁済を行う。

このように個社弁済及びのれん弁済が行われることとなった一般更生債権に対する個社弁済及びのれん弁済の弁済額、弁済率及び弁済原資の算出方法並びに個社弁済及びのれん弁済における一括現金弁済の弁済額の算出方法については、別紙２のとおりである。

１　個社弁済のみを行う一般更生債権

⑴　弁済率の考え方

スポンサー出融資に係るのれん部分は、更生３社の事業上の一体性及び更生３社による本吸収合併による組織上の一体性を前提とした事業価値評価に基づきなされている。そのため、

・当該事業価値評価の基礎とされていない太陽殖産の保有資産を引当財産とする太陽殖産に対する一般更生債権
・本吸収合併後の合併後林原に対して、その権利を認識することができない更生３社間更生債権
・本吸収合併により実質的に固有更生債権との重複が生じる人的保証更生債権

については、個社弁済のみを行う一般更生債権として取り扱うこととする。

なお、個社弁済の弁済額、弁済率及び弁済原資の算出方法についての詳細は、別紙２記載のとおりである。

⑵　権利の変更及び弁済の方法

ア　太陽殖産に対する一般更生債権

①　確定債権

更生会社	件数	確定更生債権額	別表
太陽殖産	７件	11,142,644,807円及び額未定	19

②　権利の変更及び弁済方法

ｉ　敷金返還請求権に係る一般更生債権

太陽殖産は、別表19の整理番号１－２及び４から６までの太陽殖産に対する敷金返還請求権(以下本ｉにおいて「殖産敷金返還請求権」という。)について、その確定更生債権額から当該殖産敷金返還請求権を有する者が賃借人、太陽殖産が賃貸人である賃貸借契約の終了後従前の規定に従って精算すべき額（ただし、会社更生法第48条第３項の規定により共益債権となった金額に当該精算すべき額を充当した結果、なお精算されない額に限る。)を控除した金額を、当該賃貸借契約における賃貸目的物の明渡日から１ヶ月以内（平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日までに当該敷金返還請求権を有する者に対して現に返還すべき敷金の額が確定した場合には、当該日)に、弁済する。

また、太陽殖産は、その有する賃貸目的物を第三者に対して譲渡した場合には、当該賃貸目的物の譲受人をして当該賃貸目的物に係る敷金返還請求権について、その債務を免責的に引き受けさせるものとする。

ⅱ　開始後損害金に係る一般更生債権

太陽殖産は、別表19の整理番号１－１の一般更生債権について、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に、その全額の免除を受ける。

ⅲ　生化研及び林原商事が有する一般更生債権

別表19の整理番号３及び７の生化研及び林原商事が有する一般更生債権は、本第一会社分割により生化研及び林原商事から太陽殖産に対して承継されることにより混同消滅する。

ⅳ　林原が有する一般更生債権

ａ　別表19の「免除額」欄記載の金額に相当する一般更生債権

太陽殖産は、別表19の整理番号２の林原が有する一般更生債権のうち、別表19の「免除額」欄記載の金額に相当する部分については、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に、林原からその全額の免除を受ける。